



販売期間 6月19日(金)～6月28日(日)

販売価格 10,000円

(12,500円分のお買い物が可能。1冊17枚つづり)

商品券内容

- 全店共通券 8,000円分 (1,000円券×8枚)
店舗面積に関わらず、取扱店全店で利用可能
- 小規模店専用券 4,000円分 (500円券×8枚)
店舗面積1,000㎡以下の取扱店で利用可能
- えべつ特産品限定券 500円分 (500円券×1枚)
「えべつ特産品カタログ」掲載店で利用可能
※カタログは商品券販売時にお渡しします。
6月中旬に「取扱店舗一覧」を全戸に配布します

利用方法/「えべつプレミアム商品券取扱店」ポスターが貼ってある店舗でご利用いただけます。

※税金、金券、たばこ、公共料金、一部風俗営業などの規制業種、医療・介護保険などの一部負担、事業資金などの支払いには利用できません。

※購入された商品券の返品、換金、交換、売買はできません。
※商品券にお釣りは出ません。

利用期間/平成27年7月1日(水)～平成27年12月31日(木)
購入対象者/江別市民の方のみが購入できます。

購入方法/市役所より購入対象世帯(平成27年5月末現在で住民登録されている全ての世帯)に送付する「えべつプレミアム商品券購入引換券」(6月12日発送予定)を持参のうえ、下記の販売窓口でお買い求めください。
※先着順ではなく、全ての世帯で購入できます。
※購入上限

- 18歳以下のお子さんが2人以上いる世帯…3冊まで
- 18歳以下のお子さんが1人いる世帯…2冊まで
- 上記以外の世帯…1冊

販売期間・場所 (販売時間：9時～20時)

6月19日(金)～6月28日(日)

- 市民会館1階ロビー「ホワイエ」(高砂町6)

6月19日(金)～6月21日(日)

- 大麻公民館ギャラリー(大麻中町26-7)
- イオンタウン江別センターコート(野幌町10-1)
- 江別市勤労者研修センター(緑町西1丁目103)

6月19日(金)～6月20日(土)

- 豊幌地区センター(豊幌686-10)



2500円分
お得にお買い物!!

(総発行数 73,000冊
総発行額 9億1,250万円)

市内消費の喚起と生活支援 えべつプレミアム商品券発売

市内の取扱店舗で使用でき、1万円分で2500円分のプレミアがついた商品券を6月19日(金)から発売します。
対象者(全世帯)に、購入引換券となるはがきをお送りしますので、購入される方は販売日まで保管してください。
この事業は、国から受けた交付金により、市内消費の喚起や生活支援のため、市が江別商工会議所と連携して行う事業です。

えべつプレミアム商品券
取扱店ポスター

えべつプレミアム商品券
～取扱店～
当店ではすべての商品券がご利用いただけます。
有効期間/平成27年7月1日～平成27年12月31日

えべつプレミアム商品券
購入引換券



※イメージのため、実物とは異なる場合があります。

問い合わせ

商品券に関して…江別商工会議所 ☎ 382-3121
購入引換券に関して…商工労働課 ☎ 381-1091



マイナンバー制度の ポイントを紹介します

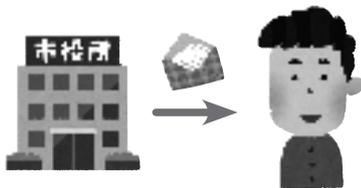
マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



マイナンバー（個人番号）は
一人ひとりが持つ 12 桁の番号です



マイナンバーは
平成 27 年 10 月に郵送で通知され
平成 28 年 1 月から利用が始まります



マイナンバー制度には
3つのメリットがあります



利便性の向上



公平・公正な
社会の実現

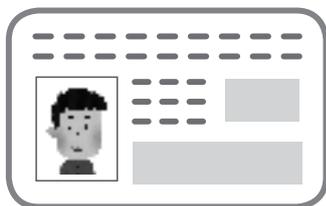
行政の効率化



マイナンバーは平成 28 年 1 月から
3つの行政手続で必要になります



申請をすると「個人番号カード」が
利用できます



より効率的で便利な行政サービスに 始まります マイナンバー制度

— 社会保障・税番号制度 —

平成 25 年 5 月に共通番号法が成立し、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることとなりました。10 月にはマイナンバーの通知が始まり、平成 28 年 1 月から一部の行政手続でマイナンバーが必要となりますので、制度の概要をお知らせします。

●マイナンバー制度とは？

一人ひとりに 12 桁の番号、マイナンバー（個人番号）が付番され、社会保障・税・災害対策の分野で複数の行政機関が利用することで、行政の効率化や国民の利便性向上を図るための制度です。

●いつから始まるの？

平成 27 年 10 月から一人ひとりにマイナンバーが通知され、平成 28 年 1 月から行政機関で利用が始まります。

●どんなメリットがあるの？

①各種申請手続きの際の添付書類省略など、事務手続きが

●自分のマイナンバーはどう知るの？

②「所得」や「行政サービスの受給状況」を把握しやすくなるため、より公平・公正で、細やかな行政サービスを行うことが可能となります。

③国・都道府県・市町村などでの情報連携が円滑になり、作業時間が短縮されるなど、業務が効率化されます。

●どんなときに必要？

平成 28 年 1 月から社会保障・税・災害対策の分野にお

いて、法令で定められた行政手続きに利用されます。

例えば、年金の資格取得や児童手当の申請、健康保険加入手続きなどにマイナンバーの記載が必要となります。そのため、事業主（企業・個人問わず）においても従業員のマイナンバーを把握し、行政機関に申告することが必要になります。

●個人番号カードとは？

平成 27 年 10 月から住民登録されている住所にマイナンバーが記載された通知カードが郵送されます。

希望により、平成 28 年 1 月

から申請をすると、個人番号カードが交付されます。

カードには、氏名やマイナンバー、顔写真などが掲載され、公的な本人確認書類として使用できます（所得などの個人情報記録されません）。住民基本台帳カードは有効期限まで利用可能ですが、個人番号カードの取得を希望する場合は、発行時に住民基本台帳カードの返還が必要です（両方は所有できません）。

◎個人情報保護について

マイナンバーは、法令で定められた行政手続きで行政機関などが利用する場合を除き、利用できません。また、他人のマイナンバーを不正入手・利用することは罰則の対象となります。

【詳細】企画課 ☎ 381-1015